

6. 国保組合に対する国庫補助の見直し

国保組合に対する国庫補助の見直し

○ 行政刷新会議の事業仕分けの結論(11月16日)

厚生労働省では、次の基本的考え方に基づき、補助制度全般についての見直し案(A案・B案)を提示。

(見直しの基本的考え方)

- ① 個々の国保組合の「所得水準に応じた補助」を基本とする。
- ② 市町村国保や協会けんぽに対する国庫補助とのバランスを確保する。
- ③ 国保組合に対する不信感や不公平感を持たれないようにする。
- ④ 国保組合が果たしてきた役割を踏まえ、保険者機能の強化に資するようにする。
- ⑤ 各国保組合への財政影響に配慮し、激変緩和措置を設ける(5年間)。

(注) 定率補助の見直しには、法改正が必要。

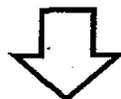
行政刷新会議の事業仕分けWGの評価結果

1. 評価結果

見直しを行う(所得水準の高い国保組合に対する定率補助の廃止)

2. とりまとめコメント

それぞれの組合ごとの所得階層が大きく異なっているため、所得の低い皆さんの集団である国保組合については、従前どおりのしっかりとした補助を、その代わり所得の高い人たちで集まっている国保組合についてはゼロも含めて、厚生労働省B案で進んでいただきたいということを結論とする。



対応方針

事業仕分けの結論等を踏まえ、予算編成過程において、検討。

行政刷新会議に提出したA案・B案の概要

【A案】

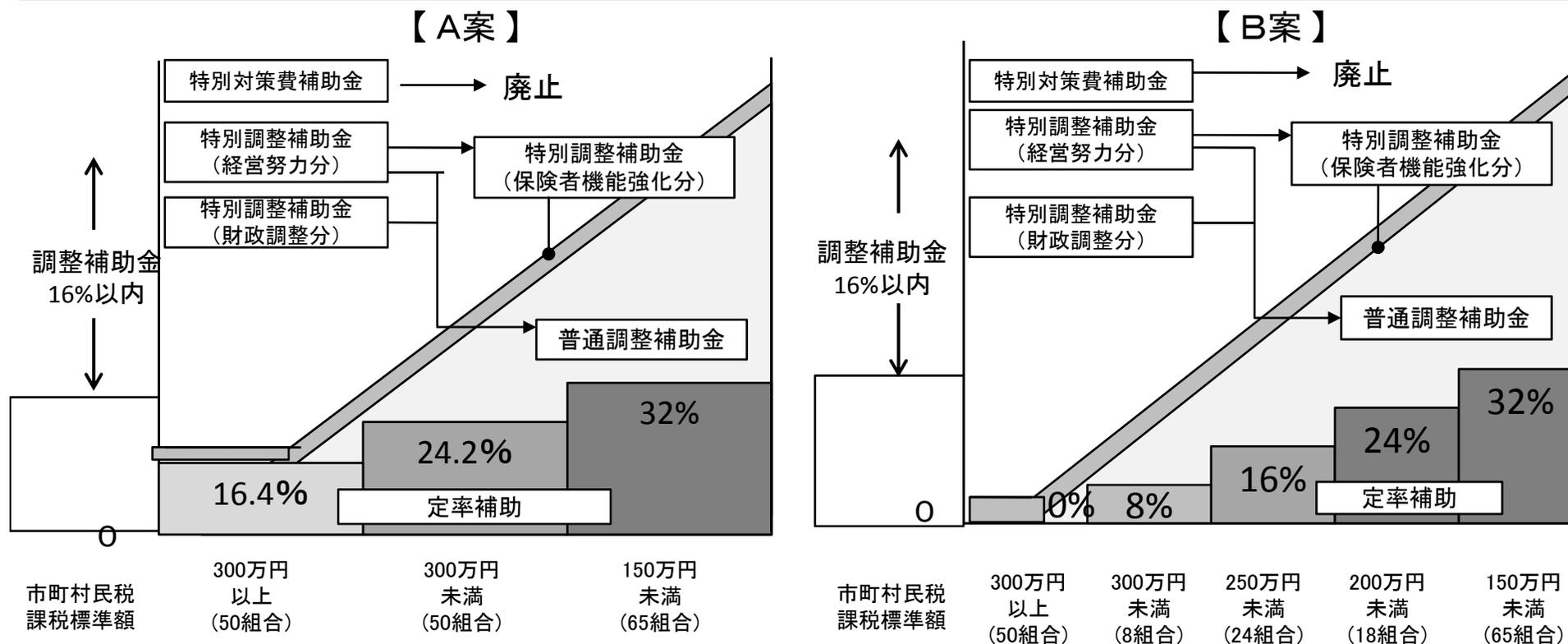
○ 定率補助を3段階の補助とする。その際、国保組合は、健保組合と異なり事業主負担がなく、国民健康保険の一環として一定の補助が必要であるため、補助率を協会けんぽの水準(16.4%)以上とする。

【国庫補助削減額の粗い試算(5年後)】 ○ 国庫補助の削減額 ▲290億円程度

【B案】 ※行政事業レビューの指摘どおり

○ 定率補助を5段階の補助とする。その際、所得水準の高い組合に対する定率補助は、廃止(0%)。

【国庫補助削減額の粗い試算(5年後)】 ○ 国庫補助の削減額 ▲420億円程度



国庫補助の見直しの概要

平成23年度予算大臣折衝の内容(平成22年12月17日)

- 行政刷新会議「事業仕分け」において、「所得水準の高い国保組合に対する定率補助を廃止する」とされたことを踏まえ、保険者間の給付と負担の公平を図るため、事業仕分けの結論に沿って、見直しを行う。
- 見直し内容のうち、国民健康保険法の改正が必要な事項については、国保組合の財政運営に配慮しつつ、平成24年4月からの実施を念頭に、所要の法律改正案を次期通常国会に提出することを目指す。
- 法律改正が必要のない事項については、所要の政省令改正を行い、平成23年度当初から直ちに実施する。

平成23年度 国保組合関係予算について

〈22年度予算〉 〈23年度予算案〉
 3, 255. 1億円 → 3, 251. 3億円 (対前年度比▲3. 8億円)

【予算案の内訳】

	〈22年度予算〉	〈23年度予算案〉	〈対前年度比〉
○ 定率補助	2, 081.1億円	2, 106.6億円	(+25.5億円)
○ 普通調整補助金	813.1億円	866.3億円	(+53.2億円)
○ 特別調整補助金	229.5億円	192.5億円	(▲37.0億円)
○ 特別対策費補助金	26.1億円	0 億円	(▲26.1億円)
○ 出産育児一時金補助金	34.3億円	25.6億円	(▲ 8.7億円)
○ 高額医療費共同事業補助金	26.5億円	22.2億円	(▲ 4.3億円)
○ 事務費負担金	29.0億円	26.0億円	(▲ 3.0億円)
○ 特定健康診査・保健指導補助金	15.5億円	12.1億円	(▲ 3.4億円)

【平成23年度実施予定】

- 特別対策費補助金の廃止 ○ 普通調整補助金の配分方法の見直し ○ 高額医療費共同事業補助金の見直し ○ 出産育児一時金補助金の見直し
- 特別調整補助金の「財政調整分」の普通調整補助金への統合と「保険者機能強化分」の創設 ○ 事務費負担金の見直し

【平成24年度以降実施予定】

- 定率補助の見直し ① 現行の一律32%の補助を5段階 (0%、8%、16%、24%、32%) に見直し
- ② 健康保険の適用除外承認を受けて国保組合に加入している「組合特定被保険者」の定率補助について、平成9年8月以前に適用除外承認を受けて加入した者も含め、協会けんぽの水準 (16.4%) に統一
- 調整補助金の総枠を給付費等の15%から16%に増加

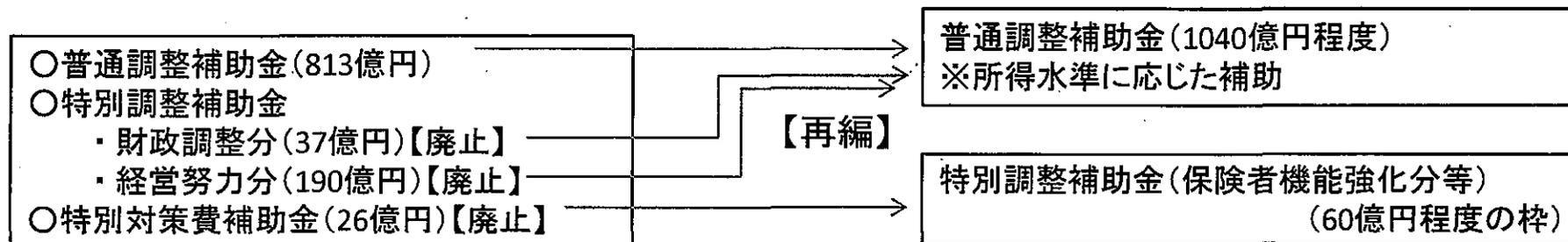
調整補助金・特別対策費補助金の見直し(23年度～)

【現行制度】

普通調整補助金(813億円)	10段階区分に応じた補助率(0～23%)により交付	
特別調整補助金 (230億円)	財政調整分(37億円)	「調整対象需要額－調整対象収入額」を補填
	経営努力分(190億円)	各組合の医療費適正化等への取組状況を点数評価し、配分額を決定
	原子爆弾被爆者医療費等への支援(2億円)	原子爆弾被爆者の医療費が一定割合以上の組合等に対して財政支援
特別対策費補助金(26億円)	国保組合が各種事業を行った場合、その費用を補助	

【見直し】

- (1) 特別調整補助金の「経営努力分」と「財政調整分」を廃止し、普通調整補助金に統合。
- (2) 普通調整補助金については、
 - ① 調整補助金の総枠を給付費等の「15%以内」から「16%以内」としつつ(国保法改正が必要)、
 - ② 配分方法を見直し、従来の「財政調整分」や市町村国保の普通調整交付金と同様の仕組みとする。
- (3) 特別調整補助金については、保険者機能強化に資する事業への補助を行う「保険者機能強化分」を創設。
(注)原子爆弾被爆者医療費等への財政支援は、存続。
- (4) 特別対策費補助金は、廃止。



高額医療費共同事業・事務費・出産育児一時金の補助の見直し(23年度～)

【高額医療費共同事業補助金】

23年度予算案 ▲4.3億円(26.5億円→22.2億円)

(現行制度)

- ・ 1件当たり100万円を超えるレセプトについて再保険事業を実施。
- ・ 所得水準に応じ、各組合の拠出金の1/4を補助。

(見直し案)

- ・ 共同事業への参加を保険者機能強化の一環と考え、「保険者機能強化分」により、一定額を補助。
- ・ 高額医療費共同事業補助金は、予算の範囲内で、国保組合の所得水準に応じた補助を行う。

【事務費負担金】

23年度予算案 ▲3.0億円(29.0億円→26.0億円)

(現行制度)

- ・ 被保険者1人当たりの事務執行に要する費用を基準とし、被保険者数等を勘案して算定。

(見直し案)

- ・ 現行制度の下で算出した事務費負担金の額に、所得水準(旧普通調整補助金の段階区分)に応じた支給率を乗じて算定(10～23%は100%、8%は95%、5%は90%、3%は85%、0%は80%)

※24年度の新たな定率区分導入までの暫定措置

【出産育児一時金補助金】

23年度予算案 ▲8.7億円(34.3億円→25.6億円)

◎ 0～38万円部分 通常の補助率1/4 ※全国土木を除く。

◎ 39～42万円部分 通常の補助率1/4に加え、次のとおり。

(現行)

- ・ 所得水準の低い組合(普通調整補助金の区分13～23%)の補助率は1/2を、その他の組合は1/4を上乗せ

(平成23年度)

- ・ 所得水準の低い組合(旧普通調整補助金の区分13～23%)の補助率は1/4を、その他の組合は1/8を上乗せ

(平成24年度～)

- ・ 上乗せ補助なし → 通常の補助率1/4 ※全国土木を除く。

激変緩和措置について(イメージ)

1. **定率補助**については、改正法の施行年度(24年度)から段階的に引き下げ、5年目の28年度に最終形に移行。
 - 一般の被保険者の定率補助の引下げ (法律改正事項)
 - 平成9年8月以前の組合特定被保険者に対する定率補助の引下げ
 - 平成9年9月以降の組合特定被保険者の医療給付費に対する定率補助の引上げ
2. **調整補助金の総枠の増加(15%以内→16%以内)**については、改正法の施行年度(24年度)から段階的に引き上げ、3年目の26年度に最終形に移行。 (法律改正事項)
3. **特別調整補助金の「経営努力分」**については、25年度までに廃止し、普通調整補助金に統合。 (政省令改正事項)
4. **特別調整補助金の「財政調整分」**については、23年度に廃止し、普通調整補助金に統合。 (政省令改正事項)
5. 上記の激変緩和措置に加え、所得水準等を勘案しつつ、大幅な国庫負担削減となる国保組合に対する激変緩和措置を別途講ずることを検討(保険者機能強化分で措置)。

その他の見直し

【所得調査方法の見直しの検討】

- 加入者の所得情報の把握について、法律上位置づけ、国保組合が市町村から直接情報を得ることができないか検討【国保法改正が必要】⇒それが困難であれば、所得調査の実施頻度を増やす。

【医療費の一部自己負担無料化の見直し】

- 平成23年度から医療費の一部自己負担無料化の見直しを実施しない国保組合に対しては、平成23年度の特別調整補助金(保険者機能強化分)を交付しない。
- 平成26年度以降、一部自己負担の償還払いの対象を、レセプト1件当たり17,500円以上としない国保組合に対しては、特別調整補助金(保険者機能強化分)を交付しない。
(注)17,500円は、付加給付を行っている健保組合の実態とのバランスを踏まえて設定。

【積立金】

- 法定必要額以上に積み立てられたものについては、退職引当金、施設整備費等を除き、不要な積立金を持たないよう指導。